



(広域助成 (A助成) 区分事業_4)

令和6年度共同募金(令和7年事業使用分) 社会福祉施設等整備支援助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

1 目的

民間社会福祉事業の健全な発展を支援することを目的に、民間社会福祉事業者等への施設整備のための必要経費を助成することにより、社会福祉施設等利用者へのサービス向上に向けた施設整備の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体等

次に掲げる事業を実施する社会福祉法人・特定非営利活動法人・任意団体等

区分	関連施設
児童福祉施設等 (児童福祉法関係)	(ア) 保育所・認定こども園 (イ) 乳児院 (ウ) 母子生活支援施設 (エ) 児童養護施設 (オ) 児童心理治療施設 (カ) 福祉型児童発達支援センター (キ) 放課後等デイサービス事業所 (ク) 福祉型障害児入所施設
障害者福祉施設 (障害者総合支援法関係)	(ア) 生活介護 (イ) 短期入所(ショートステイ) (ウ) 施設入所支援 (エ) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) (オ) 就労移行支援 (カ) 就労継続支援(A型・B型) (キ) 共同生活援助(グループホーム) (ク) 地域活動支援センター(I型・II型・III型)等 (ケ) 福祉ホーム
老人福祉施設 (老人福祉法関係) 【介護保険サービス事業を除く】	(ア) 養護老人ホーム (イ) 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス) (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業
生活保護施設 (生活保護法関係)	(ア) 救護施設 (イ) 更生施設

※青森県健康福祉部「青森県健康福祉関係施設名簿(令和5年4月1日現在)を基に作成」

(2) 助成対象事業・経費

令和7年度に実施される次の事業・経費を対象とする。

ア 入所者・通所者の処遇改善等を目的とした機器備品の整備事業

イ 原材料購入費及び光熱水費【地域活動支援センター（Ⅲ型）のみ】

(3) 助成額及び助成率

ア 予算枠 900 万円の範囲内で助成する。

イ 助成額は1団体・法人につき40万円を上限とし、総事業費の75%以内とする。

なお、申請額は万円単位とする。

3 助成対象外事業・団体について

次に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、もしくはその責任に属すると認められる事業・団体
- (2) 対象が政治、宗教、特定の団体等の関係者に限定し、一般に開放せず当該団体等の構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業・団体
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体
- (4) 当該年度において、共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする団体
- (5) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、特定の団体等の運動の手段として行う事業
- (6) 助成による効果が期待できない事業及び介護保険法による収益を伴う事業等、助成金以外の収入が期待でき、これによって実施することが適当と認められる事業
- (7) その名称の如何に関わらず、営利を目的として行っていると認められる事業
- (8) 国、地方公共団体、公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助を受けて実施する事業
- (9) レンタル又は中古品による設備整備事業
- (10) 申請時に既に着手している事業

4 募集期間

令和6年4月8日（月）～5月24日（金）

5 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする法人・団体は、次の書類をEメール又は郵送により本会まで提出するものとする。

ア 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Aの4）（※1）

イ 定款又は会則等

ウ 当該年度事業計画書・収支予算書

エ 前年度事業報告書・収支決算書

オ 実施事業の見積書、製品カタログ

カ その他本会が特に必要とする関係書類

（※1）申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

（http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html）

（※2）申請時点で令和5年度事業報告及び決算の承認が取れていない団体は、令和4年度の事業報告書・決算書を提出。（決算承認後、当該書類を提出すること）

(2) 助成決定

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、令和7年3月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した者に通知する。

(3) 助成金の交付請求

助成決定した法人・団体が、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金交付請求書」を本会まで提出するものとする。また、助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、本会から当該法人等の指定する口座に送金するものとする。

(4) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出するものとする。（提出期限：事業実施年度終了後3か月以内）

6 留意事項

(1) 助成事業予算枠を超える助成申請があった場合は、助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。

(2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。

(3) 申請は、1法人・団体等1事業までとする。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。

(4) 当該年度に助成決定を受けた法人は、交付決定年度の翌年から2年間の申請をすることができない。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。

(5) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は令和6年4月1日より施行する。